

令和8年度 苅田港における港湾工事のお知らせ

下記のとおり港湾工事を実施しますので、同区域付近を航行する船舶は十分注意して下さい。

(1) 工事区域

A～G区域 (図-1のとおり)

(2) 工事期間

工事期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
工事時間 日の出から日没まで
注) 原則として、土曜日、日曜日、祝祭日、夏季休暇
及び年末年始は、工事を行いません。

(3) 工事内容

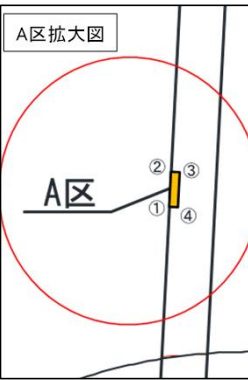
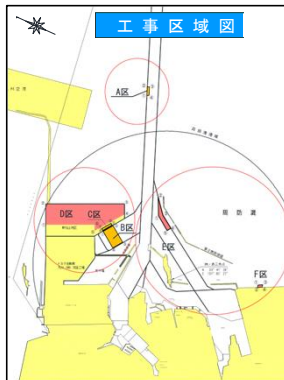
【九州地方整備局 苅田港湾事務所】

- ① A、B区はグラブ浚渫船により浚渫工事を実施します。
また、施工に先立ち磁気探査及び潜水探査を実施します。
- ② C区では岸壁舗装工事を実施します。

【福岡県 苅田港務所】

- ① D区は土地造成を目的に地盤改良工事等を実施します。
- ② E区はグラブ浚渫船により浚渫工事を実施します。
また、施工に先立ち磁気探査及び潜水探査を実施します。
- ③ F区は護岸の改良工事を実施します。

図-1 工事区域図と参考表



施工箇所	施工箇所:各点を結ぶ区域		期 間	工事内容
	緯 度	経 度		
A 区	① N 33° 48' 37.2"	E 131° 02' 43.7"	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月末	□航路浚渫 ●磁気探査工 ●潜水探査工 ●浚渫工 (グラブ式)
	② N 33° 48' 39.1"	E 131° 02' 49.7"		
	③ N 33° 48' 38.2"	E 131° 02' 50.1"		
	④ N 33° 48' 36.2"	E 131° 02' 44.1"		
B 区	① N 33° 48' 24.0"	E 131° 00' 40.5"	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月末	□泊地浚渫 ●磁気探査工 ●潜水探査工 ●浚渫工 (グラブ式)
	② N 33° 48' 18.6"	E 131° 00' 48.7"		
	③ N 33° 48' 07.1"	E 131° 00' 37.9"		
	④ N 33° 48' 12.5"	E 131° 00' 29.7"		
C 区	① N 33° 48' 23.9"	E 131° 00' 41.9"	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月末	□岸壁 ●整理工 ●舗装工 ●付属工
	② N 33° 48' 19.1"	E 131° 00' 49.2"		
	③ N 33° 48' 18.6"	E 131° 00' 48.7"		
	④ N 33° 48' 23.4"	E 131° 00' 41.4"		
D 区	① N 33° 49' 04.6"	E 131° 00' 31.3"	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月末	●地盤改良工
	② N 33° 49' 08.1"	E 131° 00' 41.7"		
	③ N 33° 48' 17.4"	E 131° 01' 08.6"		
	④ N 33° 48' 13.6"	E 131° 00' 58.7"		
	⑤ N 33° 48' 34.4"	E 131° 00' 35.2"		
E 区	① N 33° 48' 37.8"	E 131° 00' 44.7"	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月末	□航路浚渫 ●磁気探査工 ●潜水探査工 ●浚渫工 (グラブ式)
	① N 33° 47' 55.6"	E 131° 01' 16.6"		
	② N 33° 47' 58.3"	E 131° 01' 30.5"		
	③ N 33° 47' 52.2"	E 131° 01' 20.8"		
	④ N 33° 47' 41.8"	E 131° 01' 12.7"		
F 区	⑤ N 33° 47' 43.6"	E 131° 01' 09.2"	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月末	●護岸改良工
	① N 33° 46' 15.3"	E 131° 00' 57.8"		
	② N 33° 46' 15.2"	E 131° 00' 57.7"		
	③ N 33° 46' 14.3"	E 131° 00' 58.4"		
	④ N 33° 46' 14.2"	E 131° 00' 58.3"		

苅田港〔新松山地区〕埋立工事のお知らせ

下記のとおり苅田港〔新松山地区〕埋立工事を実施しますので、同区域付近を航行する船舶は十分注意して下さい。

(1) 工事区域

苅田町松山沖海域 (図-2参照)

(2) 工事期間

工事期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
工事時間 日の出から日没まで
注) 原則として、土曜日、日曜日、祝祭日、夏季休暇
及び年末年始は、工事を行いません。

(3) 工事内容

【九州地方整備局 苅田港湾事務所】

- ① 岸壁舗装工事を実施します。

【福岡県 苅田港務所】

- ① 新松山埋立地において、土地造成を目的に地盤改良を行います。

(4) 工事の安全対策等

- ① 海上作業中は、警戒船標識を取付けた警戒船を常時配備します。(図-3参照)
- ② 苅田港(新松山地区)埋立事業に従事する工事関係船には、事業標識旗を掲げます。(図-4参照)
- ③ 荒天時(風速12m/s以上、波高1.0m以上、視程1,000m以下)には、工事を中止します。

(5) 通航船へのお願い

- ① 本作業海域付近を航行する船舶は、作業状況に注意し、安全に航行するようお願いします。
- ② 苅田港(新松山地区)埋立事業の工事・作業に関し情報を得ようとする場合は、下記機関にお問い合わせをお願いします。

(6) その他

- ① 本お知らせの工事内容等は計画・予定になります。詳細については、下記機関にお問い合わせをお願いします。

図-2 工事箇所及び作業区分

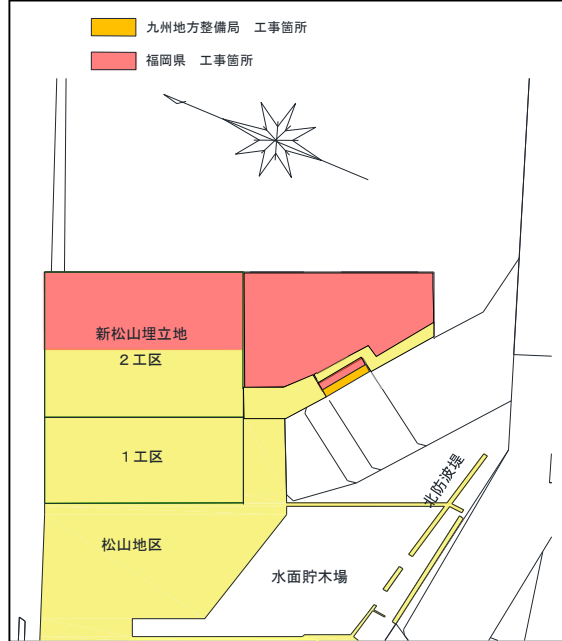


図-3 警戒船

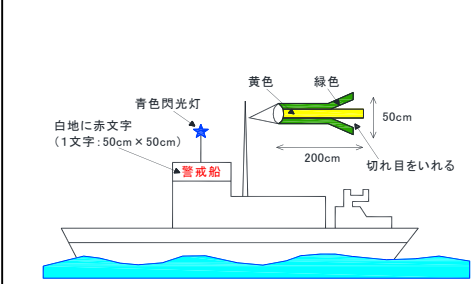


図-4 事業標識旗



九州地方整備局 苅田港湾事務所 工務課 ☎093(436)0582

福岡県 苅田港務所 工務課 ☎093(434)0587 F A X 093(436)2875

苅田港〔新松山地区〕埋立事業海上安全協議会

九州地方整備局 苅田港湾事務所 工務課 ☎093(436)0582

福岡県 苅田港務所 工務課 ☎093(434)0587 F A X 093(436)2875